

昭和五十一年三月

大宰府史跡出土木簡概報(一)

九州歷史資料館

大宰府史跡出土木簡概報 (一)

はじめに

昭和四十三年以来続けてきた大宰府史跡地の発掘調査は、これまで地上観察を主として来た研究に對して、多くの新しい知見をもたらした。これらの発掘調査については、各年の調査概報によって報告をつづけてきている。

一方、従来の文献調査については、觀世音寺文書を中心に、間接的探究をつづけてきた。ところがここ数年來大宰府史跡発掘調査によって得られた出土木簡の量は次第に増加してきた。これ等木簡の年代は他の文書よりも古く、一等史料として活用出来る性質を持っている。もしそれが断片的な資料であるにせよ、奈良時代或はそれよりさかのぼった文字に接することの出来る欣喜は、調査に關与する人々の心を打つものである。このたびこれまでの大宰府出土木簡をまとめて紹介する機会が与えられた。文責はもとより編者、筆者にあるが、判読その他に御指導と御助言を賜った岸俊男先生はじめ、諸先輩の御芳情に對し感謝の辞をささげたい。もちろん、この研究は將來の推進に依つものが多いので、今後とも不變の御教導を祈念してやまない。

昭和五十一年初春の日に

九州歴史資料館々長

鏡

山

猛

例言

一、本概報は、昭和四三年末に開始されて以来の大宰府史跡発掘調査において出土した木簡について報告するものであるが、出土木簡についての調査、考察ははまだ十分ではないので、諸賢の教示をえて、さらに深めていきたいと考えている。

一、図版解説のうち、たとえば第四次は調査次数を示し、第二六次調査については本文中に記した出土地点の略号を付記した。その下の数字は木簡の縦×横×厚さの最大値（単価はcm）を示す。なお削層については計測値記載を省略した。

一、「」は木簡の上・下の完形であることを示し、そのような表記のないものはすべて折損の状態にあることを示す。

一、木簡の釈読にあたっては、大宰府史跡発掘調査指導委員の岸俊男氏、井上辰雄氏および奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部の狩野久氏、横田拓実氏などから多大のご教示、ご援助を得た。ここにあらためて深く謝意を表す。

一、木簡の樹種鑑定については、九州大学農学部松本助教、林弘也助手に委嘱し、その結果を記した。

一、本概報の執筆は倉住靖彦、写真撮影は石丸洋（第四次調査出土分は亀井明徳）、編集は倉住が主としてこれにあたり、当館調査課員が援助した。

大宰府史跡と木簡の出土

七世紀後半、東アジアの國際情勢が緊迫し、朝鮮半島からの撤退を余儀なくされた時、前代以来の筑紫大宰の機能を継承して大宰府が設置された。その後いわゆる律令国家体制の成立にともなう、整備拡充され、持統朝にはその体制もほぼ確立された。そして西海諸國島に対する總督府として、また対外交渉における門戸として内外両面にわたる機能を果したが、それらは北九州地方の歴史的地理的性格を直接に反映したものであった。この律令制大宰府は地方支配機構においては全く他に類例を見ない特異な官衙であり、その後の律令制支配の推移にもなっていくたの軒余曲折をたどりながらも、一二世紀末の鎌倉幕府の成立によってその実を失うまで、ほぼ古代を通じて存続したのである。

さて、かかる大宰府政庁の遺跡は福岡県筑紫郡太宰府町に所在し、一般には「都府樓跡」の名で親しまれ、現在は「大宰府跡」として特別史跡に指定されている。そしてこれに東隣する「大宰府学校院跡」および「觀世音寺境内および子院跡」という国指定の史跡とともに、便宜的に「大宰府史跡」と総称されている。なおこれの北方には「大野城跡」、また西北方には「水城跡」という密接な関係を有する特別史跡が所在している。

福岡県教育委員会で、大宰府史跡の発掘調査を去る昭和四三年末に政庁跡南門・中門地区において開始して以来継続して実施しているが、現在までに回数にして三〇数回の発掘調査を

完了し、少なからぬ新知見を得ている。なかでも、政庁地区についてはのべ七回の調査を実施したが、その規模あるいは建物の配置状況などについてはほぼ明らかにしえたと言つても過言ではないだろう。しかし政庁地区の周辺に存在が想定される日常的職務のための施設すなわち官衙施設についてはようやく調査に着手したばかりの状況であり、またかつて鏡山猛氏によって提起された大宰府条坊制復原案に対して再検討の必要性を示唆する事実も明らかになるなど、今後に課せられている問題点も決して少なくはない。

ところで、これまでの発掘調査によつてもたらされた成果の一つとして、木簡の発見を指摘できる。木簡は、周知のように、昭和三六年に平城宮跡において発見されて以来、この平城宮や藤原宮などの宮跡あるいは京跡をはじめとして、多賀城跡や国衙・郡衙比定地など各種の官衙跡というように、各地の遺跡において発見されており、現在ではその数量もかなりにはなっている。

大宰府史跡においても、その歴史的性情などからみて、木簡の出土は発掘調査の開始当初から十分予想されていたのであるが、事実現在まで前後三回にわたつて合計約九五〇点を検出している。すなわち、調査の開始後一年半を経過した昭和四五年三月には、第四次調査として実施した蔵司西地区の調査において最初の九点を発見し、翌四六年九月には大楠地区における第一四次調査の際に五五点、そして第二六次調査を実施した政庁地区正殿後方築地東北隅においては、四八年九月から一月に

かけて約五地点から計九三〇点を検出した。なお四六年の学校地区東辺部における第九次調査の際にも木簡様の木片一点を検出しているが、果敢の有無についてはわかに判定しがたい。

これらの木簡については、既に当該年度の発掘調査概報、「大宰府史跡」においてその概略を報告しているが、このたび主要なものについて写真を掲げ、簡単な解説を付して、あらためて報告することにした。しかし言うまでもないことではあるが、個々の木簡自体はいずれもきわめて断片的なものであり、その史料性などについては将来の検討に俟たねばならない点が多くなる。そこで今回は、木簡の出土状況や出土遺構などとの関連において、出土木簡の概要を報告するにとどめておきたいと思う。

なお、本概報において言う木簡とは、平城宮跡において発見されて以来、学界などの関係者によって慣用されている称呼に従ったものであり、付札類、習書あるいは抜き書きなどを含む文書・記録類、そしてそれらの削府を総称したものである。また内容的には、古代地方官衙としての大宰府政庁との直接的関連において位置づけられるものに限定した。

木簡の出土状況とその概要

前述のように、大宰府史跡において出土した木簡は、前後三度にわたって合計九四四点を数えているが、この三ヶ所の出土地区の状況およびその遺構的性格にはかなりの差異が認められる。そこで木簡出土の各調査およびその出土地区ごとに、その

地形的状況、検出遺構、木簡の出土状況および出土木簡の概要などについて大略を述べておこう。

I 第四次調査、藏司西地区 昭和四五年

大宰府政庁中軸線から西へ約三二〇メートルに位置するこの調査区の地籍は大宰府町大字親世首寺字藏司に属し、次のような地形であった。すなわち、北方には灌溉用の西ヶ浦池が位置し、南方には幅約一五メートルの水田を隔てて政庁地区前の大路跡に比定される県道山家一閑園線が東西に走り、東西は藏司跡の台地と字米木地区からつく舌状台地とはさまれた一種の谷間である。また調査実施当時の内部地形をみると、その東半部は低湿地を水田化したものであり、本来の自然地形は北方から二つの台地の間をぬって南下する流路域の一部であり、西ヶ浦池もその一部を利用して構築されたものと推定され、西半部は西方の台地につづく段状の水田であり、東半部の水田との比高差は二メートルをはる比較的高燥の地であった。ここは史跡指定地ではなかったが、特別史跡指定地に隣接する地域でもあるので、遺構の存在なども十分想定しようところでもあった。この発掘調査は宅地造成の申請にもとづいて行ない、調査の終了後は埋め立てて造成まではなされたが、現在はそのままの状態で公有地化され、さらに特別史跡「大宰府跡」の一部として追加指定されている。

調査は、調査区東半部の低湿地に東西方向のトレンチを一本、また西半部の台地上には七本のトレンチを設定して、のべ六〇〇平方メートルについて発掘を行なった。その結果検出された

この推定を傍証するものである。この九点の木簡は、その出土状況などからみて、いずれも同一時期に属するものであり、大室前後を下限とするものと推定できよう。

II 第一次調査 大橋地区 昭和四六年

この調査地域は、政庁跡の前面を東西に走る県道山家―関屋線をはさんで、蔵司跡地区の南方に位置する水田で、地籍は大宇觀世音寺字大橋にし、字不丁地区と境を接している。政庁中軸線からは西へ約二二〇メートルの地点にあたり、大宰府条坊制復原案における政庁地区の占地を方四町とみなせば、その西南隅に接する地域である。

調査は、東西方向に二本と南北方向に一本のトレンチを設定して、合計三三三平方メートルについて発掘した。その結果、南北方向に走る大小二条の溝を検出した。小溝は政庁中軸線から西へ約二一八メートルに位置し、大宰府条坊制復原案における右郭の二坊と三坊を画する境界線にはほぼ一致している。またこの小溝の東方約一八メートルの位置に幅約一三メートル、深さ約二メートルという比較的大きな溝を検出したが、これの東岸には木杭による護岸施設が認められた。

木簡はこの大溝から発見したもので、合計五点を数えた。しかし文字を判読できるものは一点にすぎず、表裏にそれぞれ「双」、「備」、「頼」などの文字を習書したものである（木簡6）。他の四点はいずれもわずかに墨痕が認められる程度の小断片である。またこの溝中からは、瓦や「那ツ支」也」と記された壘書土器（須恵器）を含む土器類などかなりの量の遺物を検出し

ている。これらの遺物から溝の堆積時期をみると、最下層は奈良時代の後半から平安時代の初頭にかけての時期、また最上層は平安時代の後半に比定できた。トレンチによる発掘調査ということもあって、これらの遺物との関連を推定できるような建物遺構は確認できなかった。

III 第二次調査 政庁地区正殿後方築地東北隅 昭和四八年

この調査地域は、後殿地区ともいふべき政庁跡正殿後方地区の東半部である。昭和四七年に第一五次調査として実施した政庁地区回廊東北隅の調査によって、従来は全く不明であった正殿後方地区をとりかこむ施設が築地であることは判明したが、その構造や規模などについては明らかにするために、この地区の約一八〇〇平方メートルについて発掘調査を実施したのである。

その結果、東面築地SA三三五の基壇東側石は東面回廊SC三五〇の基壇東側石と面をあわせて南北方向に一直線にのび、北面回廊SC三四〇の心から約六六メートルのところで西に折れ、北面築地SA五〇五となってこの地区をとりかこんでいることが判明した。またその内部においては、掘立柱使用と礎石使用の二時期に分けられる梁行五間、桁行八間の建物SB五〇〇と三間×三間の様あるいは倉と推定される礎石建物SB五一〇、土壇SK五一四などの遺構を検出した。

この過程で木簡を発見したのであるが、政庁地区内部でははじめての発見であり、また後述のように量的にも大であったこ

となど注目されるものである。その出土地点は大きく五ヶ所に分けられるので、各出土地点ごとに略述しておく。

(1) A地点 調査区の北辺に位置し、北面築地の北側に隣接し、北方から流れ込んでいる溝状遺構で、地表面下約〇・五メートルの暗灰砂質土層の中から一点の木簡を検出した。それは軸部を欠いてはいるが、いわゆる題籤であり、表裏は肉太の文字で「府園司」「遺喪解文」と判読される(木簡9)。(この出土層は平安時代の前・中期に形成されたと推定され、木簡の筆勢なども他の地点から出土したものと異なり、違筆である。また溝状遺構の状況などからみて、この木簡は北方地区で投棄されて流入した可能性が高い。

(2) B地点 北面築地SA五〇五の土層観察のために設定した幅約〇・四メートルのトレンチで、築地の基礎天場から約一メートル下の第III腐植土層から木簡一点を発見した。それは物品伝票と推定されるもので、表裏は「十月廿日竺志前餐^{（註）}□□留^{（註）}」であるが、原形をほぼ推定復元できる(木簡7)。筑前の古称である「竺志前」と記し、「軍布」や「古」などの用字にも藤原宮跡出土木簡にきわめて近似する点が認められるので、時期的には八世紀初頭前後を下限とするものと推定される。替の問題を通して大宰府の財政構造を、また大宰府政庁と筑前国司との関係を考える上において注目されるものである。

なお後日、このトレンチを約一・五メートルに拡張した際にも同じ第III腐植土層から二点の木簡を検出したが、それらはい

ずれも削層の小断片であり、文字の判読は困難である。

(3) C地点 北面築地SA五〇五と建物SB五〇〇との中間で、後述するD地点の土壇SK五一四の東側にあたる。地表面下約〇・七メートルの溝状遺構およびその南方に広がる第II腐植土層から二四点、さらにその下約〇・二メートルの第III腐植土層から四点を検出した。しかし大部分は小断片と削層の小片であり、文字は判読しがたい。

なおこの地点では、第II腐植土層の上層である青灰色土層から底部外面に「上毛郡」と墨書された須恵器を発見している。上毛郡は豊前国に属しているが、その古称である「上三毛郡」は大正二年の豊前国戸籍によって有名である。また土壇SK五一四出土の木簡に「豊前」と判読できるものが数点含まれているが、これらが直接に関連するかどうかは明らかでない。

(4) D地点 土壇SK五一四である。北面築地SA五〇五と建物SB五〇〇のほぼ中間に、東西約三メートル、南北約一・五メートル、深さ約〇・五メートルの不整形で第II腐植土層に掘り込まれていた。この中からは、夥しい松葉や数種の種子類そして櫛などの木製品とともに木簡を検出したのであるが、それは第二六次調査出土木簡の大部分を占める八八七点を数えた。また形状的には木簡の一部ないしは削離部分と推定されるが、墨痕は全く認められない小木片を多数検出している。このほか木簡に関連するものとして、墨書土器や硯に転用したと見られる須恵器の坏蓋なども検出しているが、墨書土器の文字の判読は困難である。これらの遺物は、土壇あるいは遺物の出土状

は削屑の小片であり、これらについては再整理を行なった結果、本来は同一個体に属すると認められるものを検出したので、それを集約して現時点において確認できる礎点数を九三〇点と訂正する。なおこれ以外にも、木質あるいは筆跡などからは同一個体に属するのではないかとみられるものが若干存在するが、現状では形状的に接合せず、内容的にも判定できないので、現時点では一応別個のものとして数えておく。

この調査においても紀年銘を有するものは検出されなかったが、おおよその年代考定は可能である。すなわち共伴土器の編年などを考慮して木簡包含層の形成時期をみると、最下層の第Ⅲ腐植土層は奈良時代の初期ないしは前期に比定でき、第Ⅱ腐植土層は奈良時代の中期から後期にかけての時期、そして最上層の暗灰砂質土層は平安時代の前・中期と考えている。八世紀の初頭以降には下らないと推定できる木簡Ⅷの出土地点が北面築地SA五〇五の基壇下の第Ⅲ腐植土層であったことから、この包含層の形成時期推定は妥当なものと考えられ、その時期を木簡の時期とみなしても大過ないだろう。

ともあれ、この木簡出土は政庁地区内部においてははじめてのことであり、削屑が大部分ではあるが、大量のものが一括して出土し、その意義はきわめて大きいと言える。

小 結

以上に概要を述べたように、大宰府史跡においてはこれまで三度にわたって合計約九五〇点の木簡が出土している。しかし

その大部分は小断片や削屑の小片であり、数字の文字を判推読できるものを含めて、その史料性については今後の検討に俟たねばならない点が少ない。また出土点数に対して文字を判推読できるものが少なく、出土木簡による成果などについて論ずることは困難ではあるが、今若干述べておきたい。

律令制大宰府に関する史料は、六国史など当代の諸文獻にもしばしば散見できることあり、近年それらは竹内理三氏の編によつて「大宰府・大宰府天満宮史料」として集大成されているが、律令制地方官衙に関する史料としては、他の地方官衙に関するそれとは比較にならないほど質量ともに恵まれている。しかしその多くは中央政府の手によつて編纂されたものであるだけに、大宰府の実態にかかわるものは必ずしも多くはなく、その点で第一次史料としての木簡のもつ意義はきわめて大きいのである。たとえば、書生・使部などというような大宰府政庁の下級職制についての知見の増加、あるいは車持朝臣氏道以下の未知の人名検出などを指摘できる。しかしこれらが直ちに有効な史料としての機能を發揮するものでないことは言うまでもなく、さらに今後の検討を要するのである。

次に出土木簡と遺構との関連についてみると、第四次調査出土の木簡については、蔵司との関連が想定されるが、第一次調査と第二次調査出土の木簡については必ずしも明らかではない。

政庁跡西側の小丘は、そこに現存する三三個の礎石とその「蔵司」という小字名などから蔵司の遺址に比定されている。令制

では、西海道諸国島の調庸物は大宰府に運納され、蔵司はその収納を担当し、礎石はその倉庫の遺構である。従って豊後国からの貢物の付札である木簡2が蔵司から投棄された可能性は強く、他の八地点についても、その出土状況などからみて、蔵司との関連は十分に想定できる。

次に、大楠地区出土の木簡は、北方の蔵司地区あるいは東北方の政庁地区から流入したとも考えられるが、現在の県道山家―関屋線が大宰府桑坊制における政庁前の大路に比定できることもあり、その可能性の想定は若干困難であろう。これに対して、この調査区に東隣する水田は大字親世音寺字不丁に属しているが、小字名の不丁は「府庁」に音通し、大宰府政庁に關係する官衙地区と推定される。そこで第一七次調査では南北方向に梁行二間、桁行七間の礎石を有する建物遺構を検出したが、これも何らかの官衙施設と考えられる。従って大楠地区出土の木簡もかかる官衙施設との関連性を想定することは可能であるが、前述のように、木簡出土の溝の東方に位置する小溝が桑坊制における右界の二坊と三坊を画する境界線とも想定されるので、三坊地区において検出した木簡と二坊地区に所在する建物とが直接に関連するかどうかについては検討を要する。

このことは第二六次調査出土の木簡についても言うことができる。すなわちD地点の土壇SK五一四以外では、木簡は二つの腐植土層の中に点在していたが、これらの腐植土層はともに北面築地SA五〇五の南北両側に広がっていた。また政庁地区自体の本来の地形は、東西を月山と蔵司という小丘にはさまれ

た一種の谷間的なところに、背後の四王寺山から土砂が流入して堆積したものである。従って腐植土層中の木簡が投棄地点から移動していることは推測に難くなく、おそらく北面築地SA五〇五北方の、現在は約一メートルほど高くなっている地区で投棄され、流入したものと推定される。不丁地区のように、内裏における豊楽院に相当すると考えられる政庁地区の周辺には、日常的執務のための施設が所在し、この後背地区もそのような一部であったと考えられる。しかし未調査のためその詳細については明らかでない。

またD地点の土壇SK五一四出土の木簡については、削層が大部分を占め、内容的にも習書が多いことと木簡36に見えるような書生の存在とも無関係ではなく、さらに近接する建物SB五〇〇との関連も想定されるが、それは困難なようである。すなわち、築地や建物はいずれも灰色砂質土および青灰色砂質土の整地層の上に構築されている。土壇SK五一四はこの整地層の下層の第II腐植土層に掘りこまれたものであり、時間的には築地や建物よりもさかのぼるものである。従ってこれらの木簡は一括して投棄されたものではあるが、建物SB五〇〇とは無関係と言うべきであろう。とすれば、それらが製作されたのは他の地点出土のものと同じく後背地区かもしれないが、土壇SK五一四と北面築地SA五〇五との先後関係は明らかでないので、断定はできない。

次に木簡の時期については、前後三度にわたる出土を通じて、紀年銘を有するものあるいは絶対年代の比定可能なものは一点



大宰府史跡木簡出土地点要図（数字は調査次数を示す）

も検出できなかったが、ある程度は推定することができた。すなわち最も古いものは、木簡2や7などに見られるように、八世紀初頭前後を下るものではないと推定でき、新しいものは木簡9で、平安時代の前・中期と考えられる。なお第二六次出土木簡の大部分を占める土壇SK五一四出土のものからはその時期を示唆するようなものも検出されなかったが、出土層などからは奈良時代の中期から後期にかけてのものとも推定された。

ところで、第二六次調査出土木簡の時期は政府施設の整備時期とも関連している。八世紀初頭前後のものとも推定される木簡7の出土地点が北面築地SA五〇五の基壇下であったことは、この段階ではいわゆる後殿地区をとりかこむ築地は築かれていなかったことを示している。かつて南門・中門地区の調査において、現地表に露出している礎石の下層にも礎石の存在を確認し、さらにその下層では政府創建期の施設と推定される掘立柱建物の遺構を検出した。掘立柱建物から礎石建物に改められた時期について

はさらに検討を要するが、木簡7は政府施設が十分整備される以前のものであり、まだ獨立柱建物であった時期のものではないかと考えられる。とすれば、従来政府施設が礎石を使用した建物に改められたのは天武朝から文武朝にいたる間と考えられていたが、むしろ八世紀初頭の文武朝以降と言うことができ、特にいわゆる後殿地区については整備はかなり遅れたのではないかと考えられる。

最後に人名について述べておこう。第四次調査で三名、第二次六次調査で二名ほど検出しているが、彼らの事績はほとんど明らかでない。しかし第二次六次調査で検出したうち、仕丁益人や使部清人などはともかくとして、車持朝臣氏道・山口忌寸・前田臣などは、鴨牧麻(邑)が書生であり、土丘SK五一四出土のものでは副層が大部分を占め、しかも習書が多く、同筆と推定されるものも少なくないことを考えると、府の下級官人なかでも書生であったとみなしてよいのではないだろうか。前田臣に關しては齊衡年間に筑前國上座郡大領として前田臣市成の名が見え、在地性の強い郡司級の氏族と推定されるが、天長二年八月十四日の太政官符にもうかがえるように、府にはこのような郡司級氏族の出身者が書生などとして勤務していた。そして平安時代の中期以降、彼らは各種の府官として府政の中核を占めるのである。

以上、出土木簡に關通して若干述べてきたが、その個々の史料性あるいはそのもつ意味などについては、今後の検討・考察を要する点が少なくなないので、さらに深めていきたい。

积
文

「疾病爲依」

「日下部牛」

里長日下部君牛脊

第四次 一四・七×三一×〇・六

ヒノキ

「疾病爲依」の四字を「疾病の爲により」と読み下してよいのか文法上若干疑問であり、また上半部が欠損しているため全体の文意は明らかでない。また裏面右側の「日下部牛」は追記であろう。従来いわゆる休養届とみなされていたが、必ずしも断定できない。日下部については、仁徳記に「亦為大日下部王之御名代、定大日下部、為若日下部王之御名代、定若日下部」とあり、ついで両部とも若日下王すなわち雄略皇后草香輪媛皇女に帰している。日下部君はその首長の後裔氏族と考えられる。西海道における日下部君については、豊後風土記の日田郡鞆編の条にその伝承が見え、天平九年の豊後国正税帳にも某郡少領および主税としてその名が見える。このほか日下部氏関係氏族は、松浦佐用姫の裔族の所在した肥前をはじめ、筑前・筑後・豊前・肥後・日向などの諸国においても見られ、かなり広範囲に分布していたと推定される。令制では、五〇戸を一里として各里には里長を置いたが、靈龜元年には里が郷と改称され、その下部単位として二・三の里が配され、各里には里正が置かれた。従って、この木簡の下限時期は靈龜元年前後に比定することが可能であろう。

2

「久須評大伴マ」

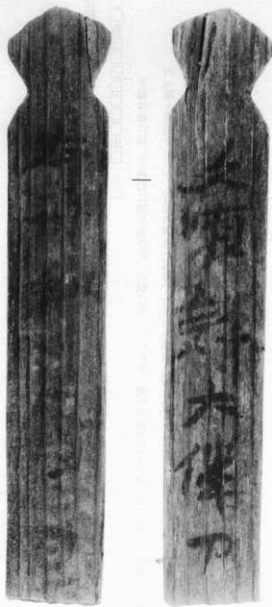
「太丹□□」

□□□□
(三ツノ三ノ三)

第四次 一五六×二七×〇三

スギ

下端の切断は一次的なもののように見えるが、本来的なものとみなしてよいだろう。久須評は豊後国球珠郡である。藤原宮跡出土木簡「己亥年十月上狹国阿波評松里」が長年の郡評論争に終止符をうち、「コホリ」の用字としては「評」字が大主令施行直前まで公的に使用されていたことを明らかにした（「木簡評出」）。従ってこの木簡の下限時期も大主令施行前後に比定することができよう。大伴部については木簡5にも見えるが、その分布は西海道のはば全域にわたって見られる。裏面の「太丹」は大伴部につづいて大伴部太丹という人名になるのか、赤色顔料である朱の別称であるか明らかでないが、後者とすれば続紀文武二年九月乙酉条に見える豊後国の真朱との関連が注目される。



2

3

「告稲事者受食白 大伴マ尺手此」

「□□在□□□□□□□□出□□」

第四次 三四・三X二一X〇・六

ヒノキ

下端は面に対して斜めに削り落され、刃状になっているが、何のための加工が明らかでない。内容的には文書類の一種と推定されるが、裏面の判読が困難であるため詳細は明らかでない。

告
續
事
者
爰
良
白
大
德
下
子
手
此

4 「八月」記貨箱數

第四次 一五・三三・三二・〇・七

七ノキ属

下半部は欠損しているが、貨箱の出納に関する文書であろう。貨箱は私出華の古称であり、大宝令以降はもっぱら出華の呼称が用いられたので、この木簡の下限時期は大宝前後に比定することが可能であろう。財部は寶皇女(皇極天皇)の御名代部と言われるが西海道では、筑前国嶋郡川辺里大宝二年戸籍に財部阿麻賣、続紀宝龜元年七月戊寅条に筑前国善麻郡人財部字代などが知られる。なおこれの反対面は物差であり、古代尺度を考える上において注目されるが、両面の先後関係は明らかでない。物差の現存長は約一四・八センチで、ほぼ一寸ごとに区分され、五寸分にあたる。その各一寸はさらに四区分されているが、いずれも正確には等分されていない。その計測値は下表のとおりである(単位はcm)。

	左	右
①	3.185	3.175
②	2.870	2.825
③	3.035	3.085
④	3.020	2.995
⑤	2.775	2.780
平均	3.020	2.999

5 「大夫之」

第四次

ヒノキ

盟書とみられるが、削屑の小片であるため確証はない。大夫は五位以上の帯位者に対する尊称と考えられ、大宰府官人では少弐以上がこれに該当する。なお万葉集巻五に見える天平二年の梅花の宴では、大弐については「紀卿」とするが、少弐については「小野大夫」というように記している。



5



4



6

忌忌忌

頓首双答 双答双答白

正月 正月 正月 正月 月 月 月 月

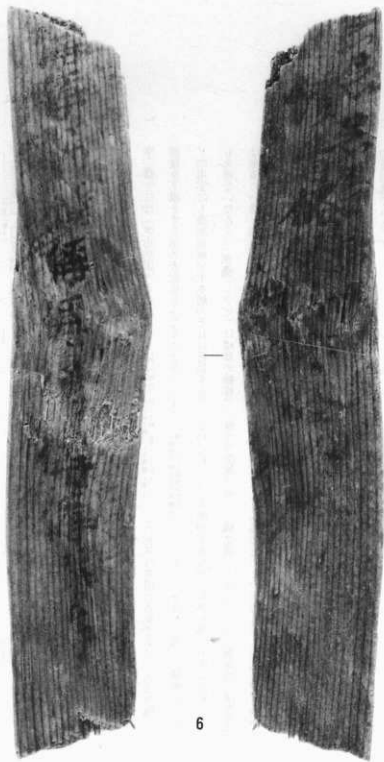
俯俯俯俯俯俯俯俯俯俯俯俯

頓頓頓頓頓

第一四次 二〇・四×三・七×〇・四

ヒノキ

第一四次調査で出土した木簡のうち一応判読できる唯一のものである。上下端ともに折損しているが、内容的には習書である。



6

「十月廿日竺志前叙眞辨（すく）□□留（多比）割軍布（多比）」
（多比） 多比二生駒六十具
（多比） 割軍布（多比）

第二六次—B 三二・一×二九×〇・三 広葉樹

中間部などに折損がはなはだしいが、原形の推定復元は可能である。しかし上端の切断面が本来的なものか二次的なものは明らかでない。具体的な年紀は記されていないが、用字などからある程度の時期推定はできる。藤原宮跡出土木簡に「（多比）」と記されたものが見え（（藤原宮跡出土木簡））、また大正四年二月十一日付の「大宰（多比）」には「竺志前叙」と見えるように（（大宰府文書））、この称呼は筑前の古称であり、大宰令施行前後を下限とする固名表記法とみなすことができよう（（藤原宮跡出土木簡））、さらに「多比」「列」「割軍布」などの用字にも藤原宮跡出土木簡のそれに近似する点が認められ、この木簡の下限時期を和銅年間の前半に比定しても大過ないだろう。「都備（ツビ）は螺類の總称で、賦役令義解は螺を「螺之属」と注している。裏面の「須志毛」は海産の一種と推定され、正倉院文書や延喜践祚大嘗祭式などに見える「都志毛」との関連も考えられるが、具体的には明らかでない。「生駒」以下はいずれも生鮮海産物と推定されるので、大宰府において何らかの処理加工がなされたであろうが、「（多比）」の意が通じがたく、必ずしも明らかでない。また単位名らしい「具」の意味も明らかでないなど、今後の検討に俟たねばならない点が少ない。ともあれ、大宰府における穀の問題、ひいてはその財政構造を考える上において注目されるものである。なお「（多比）」は「（多比）」とも見られるが判定は困難である。

Handwritten text on a vertical strip of aged paper, likely a page from a historical document. The characters are dark and somewhat faded, arranged in a vertical column. The paper shows signs of wear, including a prominent horizontal tear near the bottom and some staining.

Handwritten text on a vertical strip of aged paper, similar to the one on the left. The characters are dark and somewhat faded, arranged in a vertical column. The paper shows signs of wear, including a prominent horizontal tear near the bottom and some staining.

〔帥卿御料六端卅三（片カ）〕

〔使部清人〕

第二六次—D 一七〇×一七〇〇三 針葉樹

土菰SK五一四出土のものでは唯一の完形品である。「帥卿」は、大宰帥と八省卿との兼任者とも解されるが、従三位以上を帯する大宰帥に對する尊称であろう。これの品目は記されていないが、「御料六端」とあることから布と推定される。禄令給季禄条によれば、従三位大宰帥に給与される布は年額七端であり、六端というのはその一ヶ月分に相当するが、季禄は一月と八月の二回にかけて支給される規定であるから問題が残る。最下の一字は「斤」と読めそうであるが、（一）唐土守御法（延暦）、品目も不明であるため断定はできない。軍防令によると、内六位以下八位以上の嫡子を三等に分け、身材劣弱にして文筆も識らない下等な者を使部となし、諸司に配置してその差役などに従事させたのであるが、職員令では大宰府への配属は規定されていない。しかし延暦四年には、以後は外散位を取って大宰府使部に補すとされ、もし雇使に堪えない者があれば白丁二〇人以内の選用が認められ、延暦一六年にはその定員が四〇人に改定されている。（二）唐土守御法（延暦）。延暦一九年には「進上木蓮子御使使部大伴直石國」の名が見え、（三）唐土守御法（延暦）、また平城宮跡出土木簡にも「……大宰府使部……」が見える。（四）平城宮跡出土木簡（延暦）

〔府國司〕

〔遣喪解文〕

第二六次—A 八・六×三・三×〇・六 針葉樹

軸部を欠いているが、いわゆる題籤である。出土状況あるいはこの運筆などからみて平安時代の前期ないし中期のものとして推定される。律令制下、職事官は遣喪に際して一時的に解官もしくは給假され、（五）唐土守御法（延暦）、一定の服紀後本官に復任される仕組みであり、これはかかる遣喪に際しての解文を綴ったものの題籤である。「府國司」は大宰府管内の國司とも解されるが、大宰府の府司と管内諸國司との併合稱呼とみなすべきであろう。しかしその國司が管内全域のそれかあるいは一部特定のそれを意味するかについては明らかでない。



9



8

10

「前」
（兵の「備」）

第二六次—D 一二二×二・七×〇・四

付札と推定されるが、詳細は明らかでない。

11

「仕丁益人」

「人」

第二六次—D 九二×三・三×〇・五 針葉樹

上半部が欠損しているため、いかなる目的のものか明らかでない。賦役令によると、仕丁には五〇戸ごとに正丁二人を選んで、諸司や封戸の給主に配置して雑役などに従事させた。大宰府では、「……、但府官人者、任在辺要縁同京官、因此別給仕丁公廩種、……」として（延喜式卷八）、官人に配属されている。延喜民部式によると、帥の三〇人をはじめとして官人あるいは内部の諸司にそれぞれ仕丁が配属されている。しかしこの仕丁と軍防令に規定されている事力との関係は明らかでない。なお木簡9に見える「使部清人」と同じように、この益人にも姓氏の記されていない点が注目される。



11



10

12

「特進鄰國公魏徵 〔外ウ〕 務 〔実ウ〕 登 〔名ウ〕 □ □ □

第二六次—D

針葉樹

魏徵（？—六四三）は唐の太宗時代の人で、「群書治要」の著者として有名である。「特進」は正二位に相当し、

「鄰國公」は彼の封名である。その時務策は令集解の賦役令孝子条および考課令進士条の二ヶ所に引用されている

が、「日本国見在書目録」（「続群書類従」所収）には取められておらず、詳細については明らかでない。

13

□ 鄰國公務務 〔一編ウ〕 勝 □ □ □
□ 魏 □

第二六次—D

ヒノキ属

木簡12とは異筆である。



13



12

- 16 勝勝
- 15 勝勝
- 14 勝勝勝勝 (勝の)

いずれも本簡13と同筆と推定される習書である。

第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D

ヒノキ



15



14



16

- 17 豈有濁飲鴻
 18 「万品受形各□
 19 □非可以一理推
 20 □餘□
 21 稟性□
 22 爲炭□
 23 既條

17、19はある文章からの抜き書きと推定されるが、その出典は明らかでない。18と21はほぼ同村同筆と推定される。

- 第二六次―D 針葉樹
 第二六次―D ヒノキ
 第二六次―D 針葉樹
 第二六次―D ヒノキ
 第二六次―D 針葉樹
 第二六次―D ヒノキ



19



18



17



23



22



21



20

- 29 于
- 28 險
- 27 夫
- 26 風稍改
- 25 風稍改
- 24 賊性而馳

これらもある文章からの抜き書と推定されるものである。25と26は同文であるが、筆は異なる。

- 第二六次—D
- 第二六次—D
- 第二六次—D
- 第二六次—D
- 第二六次—D
- 第二六次—D

- ヒノキ属
- ヒノキ
- 針葉樹
- ヒノキ属
- ヒノキ
- ヒノキ属



26



25



24



29



28



27

31 30

□^(イ) □^(ロ) 依員 □^(ハ)
□^(ニ) 救 □

この二点は同筆であろう。

33 32

□^(イ) □^(ロ) 山川同 □^(ハ)
□^(ニ) □^(ホ) 山川同 □^(ヘ)

異筆同文である。

第二六次—D

第二六次—D

ヒノキ属
ヒノキ

第二六次—D

ヒノキ属



33



30



31



32

34 「車持朝臣氏道

第二六次—D

ヒノキ属

35 申車持持朝

第二六次—D

ヒノキ属

未知の人名であり、彼の事績は明らかでない。西海道における車持氏については古く履中紀五年十月条に筑紫の車持部に関する記事が見え、車持朝臣はその酋長の後裔氏族であろう。なお35は34から類推して判読したものである。

36 鴨牧麻

第二六次—D 九・五×一・八×〇・三 針葉樹

原形などは不明であり、下端も折損しているが、鴨牧麻呂であろう。裏面は異筆の逆字であり、文字は判読しがたい。書生は木簡49にも見え、在地の郡司級の氏族の出身者が勤めたのであろう。この鴨氏が鴨朝臣氏などといかなる関係にあるのかは明らかでないが、書生であることからみて在地の氏族であろう。なお大宰府跡出土の文字瓦に「賀茂」銘のあることが注目される。



36



35



34

37 合深人前田臣

第二六次—D

針葉樹

「合深人」とあるから、前田臣につづいて六名の名が記されていたのであろうが、これに接続する断片は検出されなかった。前田臣はほとんど未知に近い氏名であるが、文徳実録(寛政)二年十一月癸丑条には筑前国上座郡大領として外従七位上前田臣市名の名が見え、同氏は在地性の強い郡司級の氏族と推定される。

38 合深人前

第二六次—D

37と同文であらう。

39 □□二人

第二六次—D

ヒノキ属

40 「山口忌寸

當

第二六次—D

削屑のため原形などは不明であるが、内容のある種の発名とみれば、「當」は当麻氏であらうか。山口忌寸の事は明らかでないが、万葉集巻四には、天平二年六月、夷守賦(福岡市東区多々良付近に比定される)で博多の大伴稻公らを見送った中に「少典山口忌寸若麻呂」が見え、「すはにある いはくにやまをこえむひは たむけよくせよ あらきそのみち」と詠んでいる。

41 □□

部

第二六次—D

針葉樹

42 日泰

部

第二六次—D

日泰部は敏達紀六年二月甲辰条に初見し、西海道では筑後・豊前・肥後などに見られる。



40



39



37



42



41



38

43 □ 物々長(實カ)
□ □ (實カ) □

第二六次—D

物々長(實カ)は人名であろう。西梅道における物部氏関係氏族はかなり広範囲におよんでいる。

44 □ 部波
□ □

第二六次—D

針葉樹

45 □ 部礼

第二六次—D

ヒノキ

小片で文章は不明。

46 □ 呂(實カ)

第二六次—D

ヒノキ属

47 呂 万呂 □

第二六次—D

ヒノキ属

46・47ともに人名であろう。

48 □ □ 来 麻呂
□ □ 麻呂前

第二六次—D

針葉樹

この三点は現状では接続しないが、木質・筆跡などからみて本来同一個体と推定される。



47



46



44



48



45



43

「隊廣成

」

「□□□

」

身「

宜此状知早速限今日」

省

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

五十五十」□□割□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

」

」

「身

身丞

」

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

「遠賀遠」□^(原)

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

「折折折折

」

「折折折

」

「折

」

「折

」

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

第二六次—D

ヒノキ

この各片は本来同一個体であった可能性が強いが、とすれば全長四〇cm以上になり、問題が残る。文意は明らかでないが、裏面は習書であろう。



50 御笠團□□□

第二六次—D

ヒノキ属

御笠團は遠賀團とともに筑前四軍団の一つであるが、他の二団の團名は明らかでない。弘仁四年八月九日の太政官符によると、管内諸国の兵士はほぼ半減され、筑前国の場合は団別五〇〇人とされている。なお太宰府町大字園分において発掘され、現在重要文化財に指定されている銅印（印文「御笠團印」）は「遠賀團印」とともに軍団印として有名である。

51 □百長

第二六次—D

軍防令からは「百長」という称呼そのものを見出すことはできないが、厩防国正税帳には「長門国豊浦團五十長 凡海部我妹」の名が見え、軍団の職名の一つと考えられる。

52 □遠遠賀
遠遠遠

第二六次—D

針葉樹

「遠賀」は木簡49にも見え、筑前国遠賀郡のことであろうが、これは習書とみなされる。

53 長一人物守

第二六次—D

ヒノキ属

54 長一人膳

第二六次—D

ヒノキ属

ともに厨屑で原形は不明であるが、記載形式は同じであり、大宰府政庁の下級職制にかかわるものと推定される。53は「膳」あるいは「膳□」で「称呼となるのか明らかでないが、職員令に見える主厨との関連が注目される。主厨の職掌としては醃などのいわゆる保存食に関することが規定されているが、それは本務とも言うべき番客饗応のための料理や供御御餐の調製などを行なうためのものであった。その定員は一人であるが、その下には大膳職における膳部に相当する者や雑役に従事する者などが当然配置されていたであろうから、これはそのような一人ではないだろうか。一方「物守」の職掌も明らかでないが、延善民部式に見えるような何らかの施設の守衛的存在ではないだろうか。またいずれも「長一人」とあるから、かかる職務に従事する者の複数的存在がうかがえる。



52



50



54



53



51

62 倉人
 61 □□倉人口
 60 草取二人
 59 柴取一人
 58 □□^{（葉カ）}
 57 □長□□
 56 也長 長□
 55 長 長□

両者とも削崩で、原形は不明である。この称呼には多分に力役的要素が看取される。平城宮跡出土木簡の「仕丁合拾伍人（平城宮跡発掘調査報告書五）」にも見えるように、仕丁に課せられた具体的な労働にもとづく称呼であろう。

前者は倉人以外の文字が判読できないため文意は明らかでない。後者は前者より類推して判読できる。

第二六次 D 針葉樹
 第二六次 D ヒノキ
 第二六次 D 針葉樹
 第二六次 D ヒノキ
 第二六次 D ヒノキ
 第二六次 D 針葉樹
 第二六次 D ヒノキ
 第二六次 D ヒノキ
 第二六次 D 針葉樹
 第二六次 D ヒノキ
 第二六次 D ヒノキ



58



57



56



55



62



61



60



59

63 商布廿^(山カ)□ 十四□

第二六次―D 八・五×〇・九×〇・二 針葉樹

上半部が折損しているため原形の推定は困難であるが、内容的には付札とも考えられる。商布は交易制によって調達される布帛類であり、延喜十四年八月十五日の太政官符には諸国例進地子雑物の品目と数量が規定されている。それによると、商布を貢進するのは主として東山道諸国であり、大宰府管内の場合は絹・綿とされ、商布は見られない。

64 □^(山カ) □^(山カ) 壹頭

第二六次―D ヒノキ

□^(山カ) □^(山カ) と「壹頭」は異筆とみられる。

65 □ 壹

第二六次―D

66 事豊

第二六次―D

針葉樹

木簡67と同筆とみられる。



66



64



63



65

67 家車見是見

爲爲謹解申事

第二六次—D 二三・二二×三・七×〇・三 針葉樹

〔謹解申事〕は解文の事書の書式であり、内容的には習書とみなされる。

68 〔謹謹謹謹謹謹解申申人人連人□□□□□□百百百□□□事(事カ)事(事カ)〕

〔謹謹謹謹謹謹解申申人人連人□□□□□□百百百□□□事(事カ)事(事カ)〕

第二六次—D 三二・二×一・三×〇・一 針葉樹

67と同種の習書である。かなり薄く、何回も削られたのであろう。

竹
之
節
也
竹
葉
也
竹
實
也
竹
花
也
竹
子
也

68

竹
之
節
也
竹
葉
也
竹
實
也
竹
花
也
竹
子
也

為
家
中
見
是
見
事

67

75	74	73	72	71	70	69
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>解方(甲)の</small>	<input type="checkbox"/> 解	<input type="checkbox"/> 謹	<input type="checkbox"/> 謹解	<input type="checkbox"/> 謹謹	<input type="checkbox"/> 謹謹	<input type="checkbox"/> 謹解申

いずれも解文の事書の文字の習書例

第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D

針葉樹
 針葉樹
 ヒノキ属
 ヒノキ属
 針葉樹
 針葉樹



69



70



71



73



72



75



74

76 □ 貳家爲
 77 貳貳
 78 貳
 79 貳貳□
 80 貳貳
 81 □ 貳貳

習書の例。なお77と78は同筆とみられる。

第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D

ヒノキ属
 針葉樹
 ヒノキ属
 ヒノキ属



78



77



76



81



80



79

86	85	84	83	82
家	家	爲爲爲爲	「家」家	家家爲「」 <small>（四ノ）</small>

これも四書である。

第二六次	第二六次	第二六次	第二六次	第二六次
—D	—D	—D	—D	—D

ヒノキ	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹
-----	-----	-----	-----	-----



84



85



86



83



82

92 前
 91 前
 90 前前
 89 □^(口)豊
 88 豊前□
 87 豊前□^(口)□

ともに削屑の断片で、厚形などは不明。

90と91は同材・同筆と推定されるが、現状では接続しない。

第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D

針葉樹
 針葉樹
 ヒノキ属
 ヒノキ属
 ヒノキ属
 ヒノキ属



89



88



87



91



90



92

93

月 月 月 月 大
(1)月の末頁を
(2)頁の末欄を(3)頁の末欄を(4)頁の末欄を

第二六次—D

ヒノキ属

翼翼翼

削屑のように薄い。内容的には習書と推定されるので、何度も削られたものの最後であろう。

94

難 (難)

第二六次—D

ヒノキ属

材・筆ともに93に近似しているので、両者は本来同一個体に属するものかもしれない。



94



93

101 我我我
 100 成成成成
 99 有有
 98 有有
 97 有有有有有有
 96 道道道道
 95 人人人
 道道道

第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D

針葉樹
 針葉樹
 針葉樹
 針葉樹
 針葉樹
 針葉樹



100



98



97



95



99



101



96

102

採採 採採採

(前) (前) (前) (前)

103

陽陽陽陽陽陽

(陽) (陽) (陽) (陽) (陽) (陽)

104

陽陽

106

(陽) (陽)

107

(陽) (陽) (陽) (陽)

現状では接続しないが、本来は同一個体と推定される。

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

針葉樹

針葉樹



106



104



103



102



107



105

112 □被被
 111 徳府
 110 □間聞
 109 聞(音)
 108 間聞□□

成語のようでもあるが、断簡のため文意は明らかでない。

第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D
 第二六次―D

ヒノキ腐
 ヒノキ
 針葉樹
 ヒノキ
 ヒノキ腐



111



109



108



112



110

119	118	117	116	115	114	113
□ □ □	□ 可 追 □	□ □ ^{綿の} □ □	□ □ □ □	□ □ □ 綿 □	□ 綿 銀	□ 綿

いずれも草書體的書体の例

第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	針葉樹	ヒノキ
-----	-----	-----	-----	-----



116



115



114



113



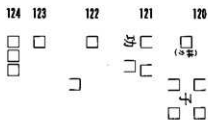
119



118



117



構材利用の例

第一六次—D

第二六次—D

第三六次—D

第四六次—D

第五六次—D



120



121



122



124



123

131	130	129	128	127	126	125
□	□	□	□	□	□	□
□	□	局局	右	五	五	而
□	伊夜					
□	伊夜					
□	伊夜					

局の異字体である。

〔伊夜〕^(イヨ)は万葉仮名であろう。

第一六次—D	第二六次—D	第一六次—D	第二六次—D	第一六次—D	第二六次—D
--------	--------	--------	--------	--------	--------

ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	針葉樹
-----	-----	-----	-----	-----



131



130



126



127



125



129



128

136 135 134 133 132

宣
諸
知
也
 天
(全方)

(全方)

第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D

ヒノキ属
 針葉樹
 針葉樹
 コウヤマキ
 針葉樹



136



134



132



135



133

140 139

(ほか)
 經道身

138 137

(ほか)

道道

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

針葉樹

ヒノキ属

ヒノキ



140



139



137



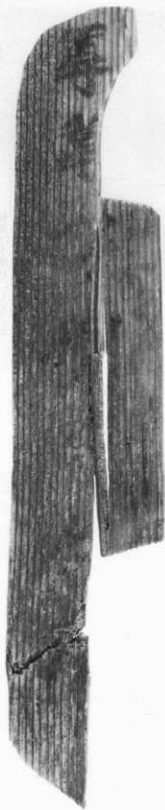
138



143



142



141

147 146

者者口
(使の) (使の)

口口口

145 144

馬守口
(使の)

新口

使部は木簡8にも見える。

断簡のため文意は明らかでない。

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

ヒノキ属



147



145



146



144

大宰府史跡出土木簡概報 (一)

昭和五十一年三月三十一日

発行 九州歴史資料館

福岡県筑前郡大字所町大字太宰府
字太宰左近一〇二五

印刷 秀巧社印刷株式会社

福岡市南区塩原一八九四の一